

建設工事の最低制限価格制度の見直しについて

公共工事が減少する中、低価格での入札が増大するなど、建設業業界は厳しい環境におかれており、工事の品質確保の観点から建設工事の最低制限価格制度を見直しました。

1 最低制限価格制度

予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちで最低の価格で入札した者を契約の相手方とする（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

2 見直し後の内容

○ 最低制限価格を設ける場合は、予定価格の4分の3を下らない範囲内で定める（建設工事執行規則第8条）。

○ 最低制限価格は次式により、算定する。

算定式： $\{ \text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.60 + \text{一般管理費等} \times 0.30$ （別表に定める工事の種類における工事内訳については、別表により読み替えるものとする。） $\} \times A$

A=1.01から0.99までの間で、予定価格作成者が任意に設定する数値

○ 対象工事は原則、請負対象設計金額130万円を超える建設工事とする。

3 適用開始時期

平成25年4月1日以降に指名通知を行う工事から適用します。

最低制限価格制度に用いる算出式の運用

工事の種類		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木工事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋製作	直接工事費+材料費+製作費+工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	電気(一般工事)	直接工事費+直接製作費(機器費×0.6)	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(機器費×0.1)	現場管理費+工場管理費(機器費×0.2)+技術者間接費	一般管理費等+機器費×0.1
	電気(鉄塔・放射板工事)	架設工事原価の直接工事費+工場塗装費+鉄塔製作費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費(鉄塔製作費×0.3)	現場管理費+工場管理費(鉄塔製作費×0.1)	一般管理費等
	機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+間接労務費	現場管理費+工場管理費+据付間接費+設計技術費	一般管理費等
建築工事	建築(建築機械設備, 建築電気設備を含む)	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.15	一般管理費等
	建築(昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事)	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道工事	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分+機器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設計技術費+機器費×0.2	一般管理費等+機器費×0.1

(備考) 土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による

建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による

下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による